

北海道告示第 11173 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 7 月 10 日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

令和 8 年度北海道の文化・歴史振興事業（ナイトツアー）委託業務 一式

(2) 契約の目的の仕様等

別紙 令和 8 年度北海道の文化・歴史振興事業（ナイトツアー）委託業務企画提案指示書による。

(3) 履行期限（契約期間）

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 17 日（水）まで

(4) 履行場所

別紙 令和 8 年度北海道の文化・歴史振興事業（ナイトツアー）委託業務企画提案指示書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和 8 年北海道告示第 11172 号に規定する令和 8 年度北海道の文化・歴史振興事業（ナイトツアー）委託業務資格

3 契約条項を示す場所

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館 4 階
北海道総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道庁本庁舎塔屋 共用 1 号会議室
札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

(2) 入札日時 令和 8 年（2026 年）8 月 13 日（木）10 時 00 分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがあ

る。

7 郵便等による入札の可否

認めない。

8 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とともに、契約の対象となる物件の性能、機能、技術等を記載した提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第 3 項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

9 落札者決定基準

落札者決定基準は、別記による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当

する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名称 北海道総務部イノベーション推進局契約マネジメントセンター
- イ 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館 4 階
- ウ 電話番号 011-204-5063 (直通)

(5) 前金払

契約金額の 3 割に相当する額以内を前金払する。

(6) 概算払

概算払はしない。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) 契約の履行

ア この契約に係る監査又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、道の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

イ 提案内容のと通りの修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、アに規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することがある。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。